

●香川県監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年6月24日

香川県監査委員	林	勲
同	大西	均
同	香川	芳文
同	高城	宗幸

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
中讃保健福祉事務所	平成28年4月6日
東讃保健福祉事務所	平成28年4月7日
西讃保健福祉事務所	〃
子ども女性相談センター (西部子ども相談センター)	〃
川部みどり園	平成28年4月8日
保健医療大学	平成28年4月15日
子育て支援課	平成28年4月25日
長寿社会対策課	平成28年4月26日
障害福祉課	〃
業務感染症対策課	〃
健康福祉総務課	平成28年4月27日
医務国保課	〃
生活衛生課	〃
障害福祉相談所	平成28年5月31日
斯道学園	〃
精神保健福祉センター	〃
食肉衛生検査所	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

納入通知書を納期限の10日前までに納入者に到着するように発行していなかった。また、調定伺書の施行欄に納入通知書発行に係る記載がないものが散見された。(医務国保課)

イ 支出について

- (ア) 高速道路利用に係る通勤手当について、支給の対象外とすべき利用に対し手当を支給していた。(中讃保健福祉事務所)
- (イ) 生活保護費に係る前渡金精算書について、正確に記載されていないものがあつた。(中讃保健福祉事務所)
- (ウ) 超過勤務手当について、支給漏れがあつた。(川部みどり園)
- (エ) スキャナーの修繕について、発注前に修繕同の作成がなく、修理後の動作確認も十分になされていなかった。また、当該物品を業者に6月以上預けたままになっており、物品の管理が十分でなかった。(保健医療大学)
- (オ) 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあつた。(医務国保課)
- (カ) 高速道路利用に係る通勤手当について、週休日の利用に対し通勤手当を支給していた。また、マイレージサービスの登録の有無を確認していなかった。(斯道学園)

ウ 契約について

- (ア) 障害者スポーツ大会開催に係る業務委託契約書において契約の相手方の表示に誤りがあつた。(障害福祉課)
- (イ) 高校進学等支援業務委託契約及び住宅確保・就労支援業務委託契約において、契約書に定める業務従事者名簿届出書が提出されていなかった。また、業務に従事する支援員が必要な実務経験を有することを書面その他の方法により確認する必要がある。(健康福祉総務課)
- (ウ) 単価契約をしている検査用試薬の購入について、契約書に消費税及び地方消費税の算定方式を記載しておく必要がある。(食肉衛生検査所)

エ その他

県に事務局を置く任意団体については、所属長が年2回以上自主検査を実施すべきところ、当該団体の事務に従事している者が検査をし、検査回数も1回であつた。(川部みどり園)

(3) 検討指示事項

- ア 心身障害者扶養共済制度について、掛金の滞納があつたときの県の取扱いを明確にするよう検討する必要がある。また、過去において発生した未収金について、その処理方針を検討する必要がある。(障害福祉課)
- イ 毒物劇物の管理担当者が行つた定期点検の結果について、毒物・劇物出納簿等による所属長への報告をしていなかった。また、規程の改正を含め、管理方法等の見直しを検討する必要がある。(食肉衛生検査所)